

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月1日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir4/dir4_2/dir4_2_3/wxg673180911142705.shtml

執行機関名 香川県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。)又は私立の中学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事務であって規則で定めるもの(香川県私立高等学校授業料軽減補助金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例 別表第一 第1の項 私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)又は私立の中学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	香川県私立高等学校授業料軽減補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 県は、県内の私立高等学校に在籍する生徒の授業料の負担の軽減を図るため、県内に所在する学校法人(以下「学校法人」という。)が県内に設置する私立高等学校の生徒の授業料の減免を行う場合に、予算の範囲内で当該学校法人に香川県私立高等学校授業料軽減補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		香川県私立高等学校授業料軽減補助金交付要綱